

大洋リアルエステート株式会社

送信者: "大洋リアルエステート株式会社" <[redacted]>
宛先: "三原破産管財人" <[redacted]>
Cc: <[redacted]>; <[redacted]>; <[redacted]>;
<[redacted]>; <[redacted]>; <[redacted]>
送信日時: 2011年9月7日 15:10
添付: 添付書類(1).pdf; 添付書類(2).pdf
件名: 三原崇功破産管財人の責任放棄について

2011年9月7日

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
破産管財人
三原 崇功 様

大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄

平成23年8月23日御堂筋共同ビル開発特定目的会社（以下「TMK」と言います）の破産直前期（平成22年2月～平成23年1月）決算書の提出を内容証明郵便にて要請致しました。（当社ホームページ続報⑬ご参照。）

この決算書は、TMK破産前の本年1月以前より49%優先出資者のチェン、カトー&パートナーズ社より、前期はほとんど動きがなく簡単であり決算翌月（平成23年2月）に提出を要請していた処でした。処が、本年（平成23年）4月27日、三菱地所が大阪地方裁判所で当日調停中に、優先出資者のチェン社は勿論地主の当社にも事前に一切何の協議もせず既に秘密裏に申請されていた破産開始申立が承認されました。

その後も三菱地所は尚大阪地裁で調停の申立を継続し、今回は9月末頃に又調停をすると大阪地裁調停人に言わせているようです。当社は何回も申し上げてある通り、謝罪がない限りこれ以上調停に応じる事は困難です。

上述の経過は三原管財人が十分ご承知の通りです。49%優先出資者のチェン社は破産後東銀リースとTMK代表の見上正美氏に添付書類（1）のごとく再度決算書の要求を致しました。上記に対し、TMK破産開始申立代理弁護士青葉総合法律事務所より平成23年5月27日付で、TMKは既に破産しており破産管財人に請求せよとの回答でした。

前後しますが、この為当社ホームページ続報⑬のごとく三原管財人に前期決算書を要求したものです。処がその後も貴管財人はこの地主としての大口債権者の当社の要求や優先出資者の要求を無視して放置したままです。

三原管財人は添付書類（2）のごとく7月7日付当社へのEメールで「信頼を得られるよう行動しますので少しは期待して下さい。今後ともよろしくお願いたします」と当社に約束されました。

処がその後も、債権者集会においても決算書の提出もなく、三菱地所や東銀リース、鹿島建設に対して当然請求出来る損害金などにつき一切説明もせず、債権認否は行いませんでした。

TMKの破産管財人就任後約4ヵ月半も経過しても、三原管財人は何の仕事もせず、

本件のキャスティングボードを握っている地主には何の説明も協議もせず
ひたすら三菱地所と鹿島建設と画策に明け暮れた4ヵ月半のようです。

唯一当社の印象に残っている事は、本年8月4日に決定していた
大阪地方裁判所の調停を、三菱地所の要請で突然1ヶ月も早く
開催された7月5日の調停で三原管財人より当社に渡された、
三菱地所に出したと称する三原管財人の三菱地所宛申入書と
同調停の帰り際、裁判所の一階ロビーで三原管財人が当社に
三菱地所はTMKの特定資産管理処分受託業者を解雇したと
三菱地所の責任を少しでも軽くするような決定をしたと聞きました。
しかし、今になって三菱地所を解雇しても、TMK、優先出資者、
地主に犯した数々の問題の責任を逃れられるものではない事は、
三原管財人は十分ご承知のはずです。

公正な管財人の立場ならば、別紙添付書類（2）で約束されたように
行動で示して頂くよう要求致します。

cc：三菱地所株式会社

代表取締役	取締役会長	木村	恵司	様
代表取締役	取締役社長	杉山	博孝	様
代表取締役	専務執行役員	伊藤	裕慶	様

東銀リース株式会社

代表取締役会長	中西	泰比古	様
代表取締役社長	佐野	三郎	様

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
取締役

見上 正美 様

東京地方裁判所 民事第20部
裁判官

森 大輔 様 (FAX)